

大安協発 第5-20号
令和5年5月2日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
事 務 局

大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府環境農林水産部環境管理室より「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」開催の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」の開催について

以 上

事 指 第 1110 号
令 和 5 年 4 月 27 日

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議
協力団体代表者 様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催案内の周知について（依頼）

日ごろより、大阪府環境行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、令和3年に改正大気汚染防止法及び改正大阪府生活環境の保全等に関する条例が施行され、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

府域では、石綿が使用された建築物の解体等が今後も増加すると予想されており、発注者及び施工者の皆さまの石綿飛散防止対策に資するよう標記セミナーを開催します。

つきましては、貴団体の会員各位へ標記セミナーについてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・大阪府石綿飛散防止対策セミナー 開催案内周知用チラシデータ
- ・原稿案（メールマガジン・広報誌、ホームページ等）

担当：大阪府環境農林水産部環境管理室 事業所指導課大気指導グループ 加藤、河野
TEL：06-6210-9581
FAX：06-6210-9584
E-Mail：jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

(大阪府からのお知らせ)「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」のご案内

石綿を使用した建築物等の解体・改造・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。また、石綿は様々な箇所に使用されており、見落とした場合、石綿を飛散させてしまうおそれがあるため、事前の調査が非常に重要になります。

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに参考となる石綿飛散防止対策等についてご説明します。是非ご参加ください。

記

【開催日時】 令和5年6月28日(水) 13時00分から16時30分(12時15分開場)

【場所】 大阪市立東成区民センター 2階 大ホール
大阪市東成区大今里西3-2-17
(最寄駅:大阪メトロ千日前線・今里筋線「今里」駅2番出口)

【内容】 (1) 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例について
大阪府環境農林水産部事業所指導課
(2) 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用
一般社団法人JATI協会 技術参与 浅見 琢也
(3) 解体・改修等工事に於ける石綿事前調査の課題・問題点
一般社団法人環境科学対策センター 専務理事 脇谷 壮太郎

【申し込み】 大阪府行政オンラインシステムからお願いします。
申込み専用 URL
<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/62106881-0433-4f02-bb10-902ec80d8b2e/start>
※申込期間は令和5年5月29日(月)14時から6月27日(火)14時まで。

【問合せ先】 大阪府事業所指導課大気指導グループ TEL:06-6210-9581

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改造・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止についてご説明するとともに、石綿含有建材の概要及びデータベースの活用や石綿事前調査についての講演を行います。是非ご参加ください。

●日時：令和5年6月28日(水) 13時00分から16時30分まで(12時15分開場)

●会場：大阪市立東成区民センター 2階 大ホール

(大阪市東成区大今里西3-2-17)

●定員：500名(参加無料)

●講演内容 ※講演タイトルは変更になる場合があります。

1. 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例について

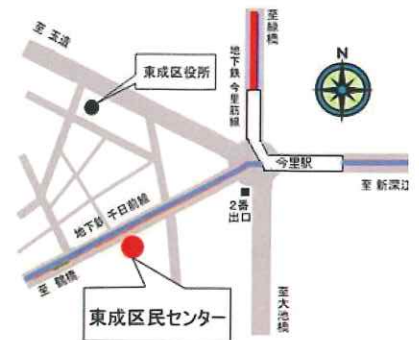
大阪府環境農林水産部事業所指導課

2. 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用

一般社団法人JATI協会 技術参与 浅見 琢也

3. 解体・改修等工事に於ける石綿事前調査の課題・問題点

一般社団法人環境科学対策センター 専務理事 脇谷 壮太郎



【行き方】

大阪メトロ千日前線・今里筋線「今里」駅下車

②番出口から西へ徒歩3分

開催情報を掲載しているサイトはこちら

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/seminar_05.html

参加の申込は、「大阪府行政オンラインシステム」の「手続き一覧」からキーワード検索で「石綿」と検索し、該当ページよりお申込みください。
(二次元コードからも直接お申込みいただけます。)



申込期間：令和5年5月29日(月) 14時から6月27日(火) 14時まで

※定員に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

【お願い・注意事項】

●申込みが完了すると、申請完了画面に申込番号が表示されます。その画面を印刷して当日、必ずお持ちください。

●障がい等がある方で、参加にあたり配慮を希望する方は事前にご相談ください。

●新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、参加される方におかれましては、入場時に消毒液による手指の消毒等のご協力をお願いします。また、発熱等の症状のある場合や体調不良(咳、咽頭痛、倦怠感など)の場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

●会場敷地内は全面禁煙です。敷地外も含めて近隣の方のご迷惑とならないようご配慮ください。

●ご来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

建築物等の解体・改造・補修工事を

発注、施工する皆さまへ



解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の開始前に実施する、石綿の有無に関する調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」）は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

解体等工事の現場において、元請業者等は事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び元請業者等は、事前調査結果の書面を3年間保存する義務があります。

表1-1 事前調査の結果及び建築物等の特定じん（石綿）検出等検査に関するお知らせ

※1. 本表は、石綿含有建材の調査結果、石綿飛散防止対策の施工状況、石綿飛散防止対策の効果検証結果、石綿飛散防止対策の施工記録等に関する情報を記載するための表です。

調査項目	調査結果	対策	備考
調査対象	○○○ビル ○○○ビル ○○○ビル	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策
調査方法	目視調査、建材分析	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策
調査結果	石綿含有建材あり	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策
対策実施状況	石綿飛散防止対策実施済み	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策
効果検証結果	石綿飛散防止対策効果あり	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策
施工記録	石綿飛散防止対策施工記録あり	石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策

事前調査及び作業に係る掲示板

☆令和5年10月から事前調査は有資格者が行う必要があります。

令和5年10月1日以降、建築物の解体・改修工事は有資格者による事前調査・分析調査が必要です。

有資格者とは建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者、または義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者を指します。

☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の工事施工境界基準を遵守する必要があります。



隔離養生区画内(除去作業前)

☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を元請業者と十分に検討し、作業基準や工事施工境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

<お問い合わせ先>

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
TEL : 06-6210-9581